

令和6年度子供の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業

概要

区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が協議し、子供の放課後活動時間帯における安全確保のため必要と認める場所へ区市町村が設置する防犯カメラの整備に関し、その経費の一部を補助

今年度の取組

- 1 事業開始年度
令和4年度
- 2 実施主体
区市町村
- 3 補助率
都1/2 区市町村1/2
- 4 補助限度額
19万円/台
- 5 主な要件等（令和6年度要綱抜粋）
 - (1) 区市町村、教育委員会及び警察署を含む関係協議体を設置すること
 - (2) (1)の協議体における協議により、放課後活動に向かう道路における子供の安全対策が必要な箇所と区市町村が認める箇所において実施されるもの。
 - (3) 令和5年度までに「東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱」に基づく「防犯設備補助事業」を実施していること。